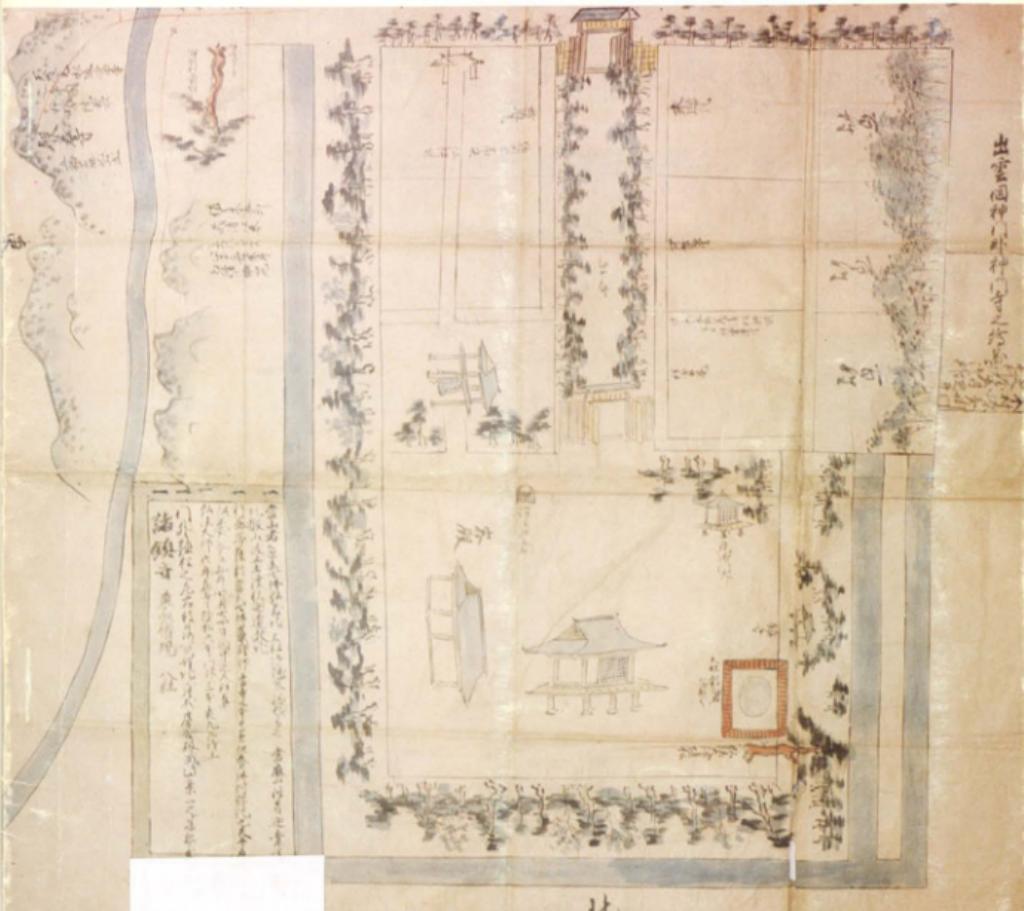


神門寺境内廃寺

— 第2次発掘調査概報 —



九

1984年3月

出雲市教育委員会

神門寺境内廃寺

—第2次発掘調査概報—

1984年3月

出雲市教育委員会

はじめに

出雲市塙治町字六反に所在する神門寺は、境内から奈良時代の寺院瓦が出土しており、庫裡の庭には塔の礎石が残っていることなどから、出雲地方における初期の仏教文化を秘めている貴重な遺跡として注目されていました。

この遺跡は出雲市の中心部に近いため、宅地化が進み市道の整備が予定されていることから早急に寺域を確認することになりました。

発掘調査は国庫補助を受け、昭和57年度から3ヶ年の継続事業として実施していますが、このたび2年次の報告書を発刊するはこびとなりました。

このたびの調査でもおびただしい瓦類が出土しましたが、寺域や伽藍遺構は確認できず、さらに調査を継続することにしています。

ここに所期の目的が果されることを念願しながら、調査にご指導ご協力をたまわりました関係各位に厚くお礼申し上げます。

昭和59年3月

出雲市教育委員会

教育長 清水 寛

例　言

1. 本書は、出雲市教育委員会が昭和58年度に国庫・県費の補助を得て実施した出雲市塙治町所在の神門寺境内廃寺の調査概要である。
2. 現地調査は58年9月16日から10月22日まで実施し、その前後に地形測量の補足とボーリング調査を行った。なお、本調査は、昨年のそれを継続したものである。
3. 調査体制は次のとおりである。

調査指導者 山本 清（島根大学名誉教授）、田中義昭（島根大学法文学部教授）
池田満雄（出雲市文化財審議会委員）、勝部 昭（島根県教育府文化課
埋蔵文化財第一係長）、西尾克己（同主事）

調査員 今岡 清（出雲市教育委員会社会教育課係長）、川上 稔（市立出雲図書館主事）

調査補助員 長見康弘、角田徳幸、伊田喜浩、伊藤克己（以上島根大学学生）

事務局 曽田謙介（出雲市教育委員会社会教育課長）、鐘推晴夫（同主事）

4. 調査にあたっては、神門寺をはじめ地元各位の協力があった。
5. 本書の作成は、今岡、勝部、川上、西尾が携り、編集は川上、西尾が行った。また、図版作成には井上洋子、角田、伊田の協力を得た。

目　次

はじめに

例　言

1. 調査に至るまでの経過	1
2. 位置と環境	2
3. 調査の概要	
(1) 昭和57年度の発掘調査	7
(2) 昭和58年度の発掘調査	7
(3) ボーリング調査	20
4. 調査に関連して	
(1) 出雲平野の古代寺院について	21
(2) 神門寺文書からみた神門寺とその寺域	25

1. 調査に至るまでの経過

出雲市上塙治町に開学した島根医科大学の周辺は、土地区画整理事業が進み、神門寺の境内にかつて所在したとされる古代寺院の寺域を確認する必要が急務となった。そのため、昭和57年度から3ヵ年の国庫補助継続事業として発掘調査を実施することになったものである。

昭和57年度は、夏期と秋期に調査を行い、夏期は境内の南と北の畑地に、秋期には東側の水田にトレンチを入れ、寺域の確認を行った。その結果、第5トレンチから江戸時代の絵図にみえる大溝の一部とおもわれる遺構を検出した。

今年度は、この大溝の延長を確認するため、そのコーナー付近に10地点を選んだほか、南西のコーナー付近にも業者委託によるボーリング調査を実施した。また、前年度調査地域を拡大した地形測量調査を業者に委託した。

発掘調査は、昭和58年9月16日から開始し、10月22日まで実施した。第6～12トレンチの7トレンチを設定した。第7、8、9トレンチは、中門から繞る回廊を想定して設定した。第10、11トレンチは、第1トレンチに比較的多量の遺物が出土したことから寺域につながる遺構の存在を期待したものである。第12トレンチは、他のトレンチに寺域を推定する遺構が殆ど検出されなかったため、金堂または塔の遺構そのものを求めて本堂のすぐ裏にトレンチを設定した。



写真1 神門寺近景（東から）

2. 位置と環境

島根医科大学のすぐ北に所在する神門寺は、淨土宗天応山と号し、天平3年に行基が開山したと伝えられている古刹である。また、弘法大師がこの寺で「いろは歌」を詠んだことに因んで、「いろは寺」の別名もある。南面する堂宇には松並木の参道があり、上塩治町の塩治神社の参道から西へ続く市道がすぐ前を横切っている。境内の庫裡裏には古代寺院を偲ぶ礎石のほか、宝鏡印塔群や、塩治判官高貞の墓とされる五輪塔などがあり、また境内の北と西には高さ1~2mの土壘が繞っている。

神門寺は、付近の水田よりもやや高い沖積平野の自然堤防上にあり、高燥の地を選地している。沖積低地を隔てて南には神戸川があり、上塩治の丘陵も眼前にある。同じ神戸川の旧自然堤防上には、天神遺跡や高西遺跡があるほか、神門寺の周辺にも遺物散布地が広



図1 神門寺境内廃寺と周辺の主要遺跡

1. 大念寺古墳
2. 塚山古墳
3. 西谷墳墓群
4. 長者原廃寺
5. 普済古墓
6. 上塩治築山古墳
7. 地蔵山古墳
8. 半分古墳
9. 高西遺跡
10. 天神遺跡
11. 大堀古墳
12. 古志遺跡
13. 妙蓮寺山古墳
14. 宝塚古墳
15. 知井宮多聞院遺跡
16. 小坂古墳

がっており、相当広範囲に遺物が確認できる。

出雲平野の自然堤防にある遺跡で最も古い遺物を出土しているのは、神門寺付近と矢野遺跡で、縄文時代晩期とみられる上器細片が少量認められている。弥生時代の遺跡としては、ひき続き弥生時代前期の遺物が認められた矢野貝塚を筆頭にして、それ以後は天神遺跡や下古志田畠遺跡、知井宮町多聞院遺跡などが、奈良時代に平野の西部に存在した「神門水海」をとりまくようにして点在する。古墳時代の遺跡は、さらにその分布が広がり、生活跡のほかにも、大小さまざまな古墳が数多く築かれている。その多くは、平野の縁辺の山地や丘陵上にあり、沖積平野に存在するものは数えるほどしかない。古墳のなかには、全国的にもよく知られている大念寺古墳や上塙治染山古墳などのような横穴式石室を備えた後期古墳が卓越し、豪族の出現を示唆している。また、横穴も、上塙治町から西神西町にいたる平野の東部と南部の山腹に数多く開口し、一大密集地となっている。

神戸川の下流域一帯は、733年(天平5)に編纂された『出雲国風土記』によると「神門郡」に属し、神戸川沿いの「古志郷」には郡家や駅家が設置されていた。奈良時代の遺跡の数は少ないが、神門郡家の所在地に比定する説のある天神遺跡からは、奈良時代から中世にいたる掘立柱群が複合して検出されている。また、神門寺境内廃寺からは水切り瓦をはじめとする古瓦類や礎石の一部が認められており、「出雲国風土記」記載の「新造院」に比定する説も発表されている。神門寺境内廃寺のほかには、現在確認されている奈良時代から平安時代の古代寺院は、長者原廃寺、古志廃寺、大寺廃寺があり、瓦類が出土している。そのほか、上塙治町の宮松遺跡からは、道路新設工事の際に多量の須恵器類が出土しており、何らかの遺構を伴った可能性が強い。

中世になると、塩治の地に出雲国守護所が設けられ、出雲国守護塩治(佐々木)頼泰、貞清、高貞の三代にわたり、出雲国の政治の中心となった。しかし、高貞の死後は政治の中心は出雲国東部の富田郷に移った。^{とだ}中世の山城としては、半分城跡^{はんぶんじ}や向山城跡などがあり、郭や土塀、堀切などの施設が認められているが全体が明らかにされたものはない。また、塩治氏にかかわる社寺としては、觀音寺、淨音寺、塩治神社がよく知られている。



写真2 神門寺の航空写真（北から）



図2 神門寺境内地形測量図

0 100m

3. 調査の概要

(1) 昭和57年度の発掘調査

神門寺境内廃寺の寺域を確認するために、境内の北に1本と南に3本、東に1本トレントを設定し調査を行なった。第1トレントでは、多量の遺物は出土したが特に古代寺院に結びつくものは検出できなかった。第2~4トレントは、遺物が少なく遺構も殆んど見出せなかった。第5トレントは、江戸時代の絵図にみえる寺を開む堀と推定される遺構の一部が認められたが、遺物がなく、断定はできなかった。

表1 第1~5トレントの概要

トレント	地 点	地 目	規 模 (m)	遺 構	遺 物
1 T	境内の北側	堀	12×3	溝状遺構・ピット 瓦溜り	須恵器・土師器 瓦類
2 T	境内の南西側	堀	12×2	ピット	土師器・瓦類
3 T	境内の南側	堀	4×4	石列・土塁	弥生式土器・砥石
4 T	境内の南側	堀	8×1.5	土壤	弥生式土器・陶磁器
5 T	境内の東側	水田	25×2	溝状遺構・小径	

(2) 昭和58年度の発掘調査

昭和58年度は、前年度に発掘調査した第5トレントで幅6mの大溝（堀）を確認したことから、大規模な寺域を想定し調査にのぞんだ。

地形測量調査は、前年度調査地域の東、北、西側に拡大し、20,000m²を業者に委託した。寺域を画していると思われる大溝の検出には、ボーリングによる地質調査(コアの採取)を境内の北東側と西側の20地点で業者委託によって実施した。

発掘調査は、境内南西部のコーナーを調査する目的で休耕田にL字状に第6トレントを設定した。次いで、回廊遺構を調査する目的で、境内西辺に境内樹をさけながら、第7~9トレントを設定した。境内北側では、前年度発掘調査をした第1トレントの西側の畠地に第10トレントを設定し、そこから少し離れた東の畠地に第11トレントを設定した。さらに境内の本堂のすぐ裏に、伽藍遺構を調査する目的で12トレントを設定した。

現在の神門寺が古代寺院と複合しているため、建物や立木などの制約があり、トレントはいずれも短かいもので十分な調査ができたとはいえない。

第6トレンチ

神門寺の南西にある標高7mの荒地（もと水田）にL字状の幅3m・長さ18m、幅4m・長さ9mのトレンチを設定した。遺構は確認できず、遺物も須恵器片が1片出土しただけである。

層序は表土、茶褐色粘質土層、茶褐色砂礫層、黄褐色砂層と単調で、自然堆積と推定される。

第7・8・9トレンチ

神門寺境内に所在する観音堂と弘法堂との中間の標高8.5mの空地に、立木を避けて第7トレンチ（幅1.5m・長さ6m）、第8トレンチ（幅1.5m・長さ5m）、第9トレンチ（幅1.5m・長さ5m）を設定した。

第7トレンチは、弘法堂の北側に隣接する。層序は表土、暗褐色土層、茶褐色土層、茶褐色砂質土層となり、表土から茶褐色砂質土層の地山までの深さは90cmである。遺構としては、トレンチ中央部に東西にはしる幅40~50cm・深さ10cmとこれに直交する幅30cm・深さ30cmの溝を検出した。前者の溝からは中世の陶磁器と土師質土器が出土している。またピットI（一边60cm・深さ13cm）とピットII（径50cm・深さ15cm）が確認された。出土遺物から、前者は中世の遺構と判断できる。

第8トレンチは、第7トレンチと第9トレンチの中間に設定した小さいトレンチである。層序は表土の下に黄褐色土層、暗褐色土層、茶褐色土層となる。遺構としてはトレンチの

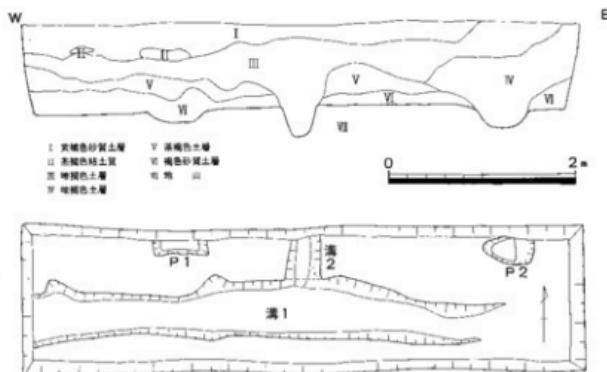


図3 第7トレンチ遺構実測図

南西隅に深さ1.20mの土壌の一部が検出された。内部からは江戸時代末から明治時代にかけての陶磁器をはじめとする多量の日常雑器が出土している。

第9トレンチは、第8トレンチの西側に設定されたもので、境内隅にあたる。層序は第8トレンチと同様で、遺構としては径40cm、深さ40cmのピット状の落ち込み1個を検出しただけである。遺物としては、近世の陶磁器や瓦類等が多く出土している。

第10トレンチ

本堂の裏手である土塀の北側の畠地に幅2m・長さ7.5mのトレンチを設定した。層序は耕作土、明褐色土層、褐色土層となり、明褐色土層、褐色土層中に瓦類と土師質土器を多量に含む。遺構としては、火葬墓1、石塔群1、瓦溜1、ピット7を検出した。

火葬墓は須恵質の大壺で、自然石で方形に閉む石組を伴い、トレンチの南側で発見された。石組の南側と壺の上部は、耕作のため欠損していた。壺は玉縁の口縁をもつ須恵質の大形品である。口径35cm・器高51.5cm・胴最大径52cm・底径26.5cmを測り、器表は内外面ともナデが施されている。胎土には微砂を多く含み、焼成は良く灰褐色を呈す。なお、この壺の内部には白色の細かな骨片が多量に遺存した。

石塔群は、五輪塔と宝篋印塔の各部分より成り、火葬墓の北側1.5mに接した場所に無造作に廃棄されていた。五輪塔には風空輪部2、火輪部1、水輪部1がある。宝篋印塔には相輪部2、笠部1、基礎部1がある。これより、4基以上の石塔が付近に存在していたと考えられる。石材は凝灰質砂岩が使用され、加工痕が表面に多く残っているが、梵字や銘文は認められない。

瓦溜は、トレンチ南端の表土下80cmの暗茶色土層上部で発見された。散布範囲は、東西1.5m・南北1mで、平瓦や丸瓦が多量に出土している。



写真3 第10トレンチ遺構

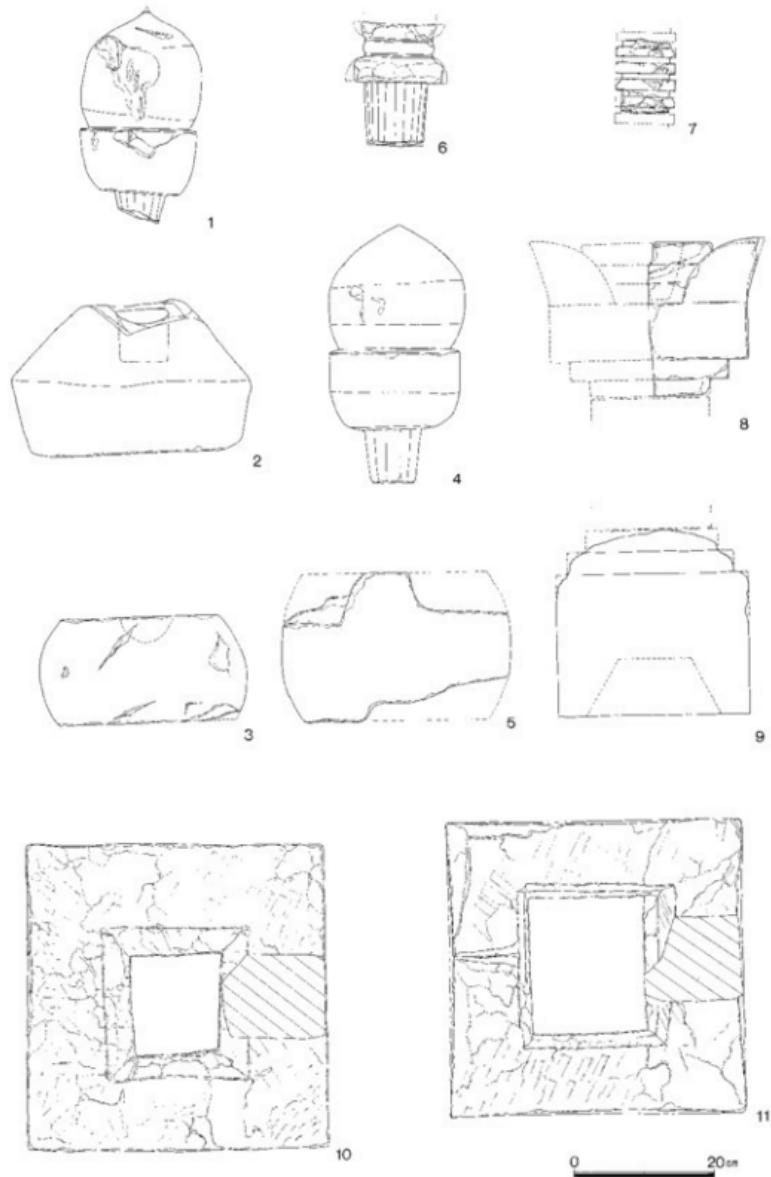


図4 第10トレンチ出土石塔実測図

ピットは大小7個が検出された。径20~70cmで、深さ30cmを測り、浅いものが多い。調査面積が狭いため、建物跡に伴うものかどうかは定かでない。

10トレンチ出土遺物 このトレンチから出土した遺物には多数の瓦片の他、須恵器、土師器、土師質土器、土製支脚等がある。

瓦 軒丸瓦は直径約15cmある八葉複弁蓮花文軒丸瓦の破片である。内区は多数の蓮子をもつ中房と複弁、外区は重弧文で、弧文の断面は三角形を呈する。周縁は平縁で表面はヘラでていねいに仕上げている。瓦当面とモヤは印籠つぎであるが、剥離している部分がある。丸瓦はほぼ全体のようすがわかるものが1点ある。無段式で、長さは46cmで厚さは2.5~3cm。凹面は細かい布目があり、凸面はヘラ成形のあと布目が施されている。端面はヘラで面取りされている。模骨痕ははっきりしない。平瓦は模骨を用い布筒をかぶせて作った桶巻き作りのもので、凹面は細かい布目、凸面は格子文の押型具による叩き痕がある。側面は三方がヘラによる成形である。堤瓦は凹面は細かい布目、凸面は、格子文の押型具による成形痕がある。側面は厚さ3cmの半分の深さに切り込みを入れ、乾燥後に割った痕がある。

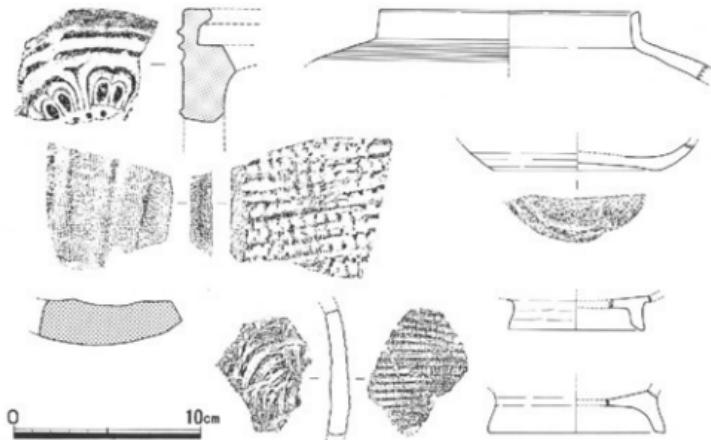


図5 第10トレンチ出土遺物

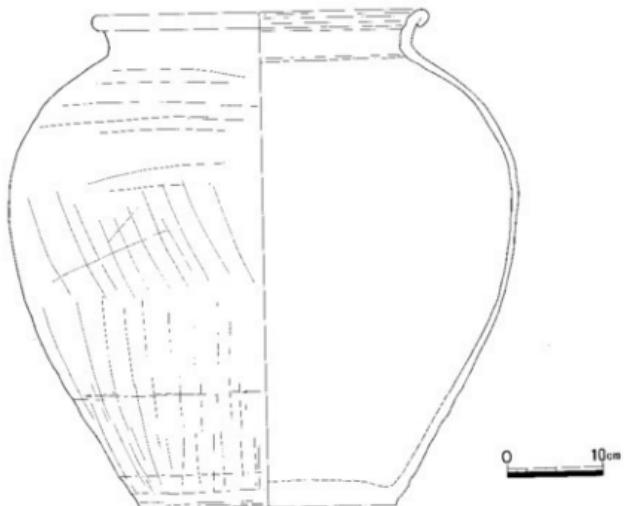


図6 第10トレンチ出土の須恵器大甕

須恵器 短頭壺は口縁部のみの破片で自然釉のかかるものである。これにつく蓋はかぶせたま、重ね焼きしている可能性がある。焼成のよい胎土の精選されたものである。蓋片は、内面は同心円文で、叩き放している。焼成は良好で、一部には暗緑色の自然釉のかかるものである。壺は底部のみ残り、上げ底気味に底部外面が内にわん曲する。底部はヘラおこしである。高台付壺は高さ1.2cmとやや高い高台のつくもので、高台の端部は断面三角形となる。この他、窯体内で焼台を使ったと思われる9cm大の塊におそらく輪状のつまみがつくもので、端部が屈曲する須恵器蓋片が溶着したものがあり、瓦の時期を考えるうえで1つの示唆を考えるものである。

土師器には甕の小片、壺があるが、焼成は軟かい。

土師質土器には底部が回転糸切りとなる甕と高台のつく壺がいくつかある。この高台付壺の壺はロクロびきであり、その底面は回転糸切りである。色は赤褐色ないし、灰褐色を呈する。

第11トレンチ

境内の北側にある畠地で、東寄りに東西4m、南北11mのトレンチを設定した。この一角が、神門寺境内周辺では最も遺物の散布が多く、前年度調査を行なった第1トレンチでも、多量の平瓦を中心とする古瓦類が出土している。

トレンチを発掘調査した結果、トレンチのほぼ中央から北半分と南半分では様相を異にし、トレンチの南半分では表層から僅か10cm程度で非常に堅緻な土層に達した。北半分が表層から50cmで地山の砂層になることとくらべると、40cm程度の段差がある。上段の平坦面には、数個のピットと土壙が認められた。ピットは、径10cmから径70cmのもので、深さは深いもので40cm程度である。発掘面積が狭いこともあって、ピットで遺構となるものは確認し難い。土壙もピット様のもので、60×130cmの大きさで、深さは30cm程度のものである。ピットが並んでいる可能性もある。これらの遺構のある平坦面は、前年度調査した第1トレンチや、本年度調査の第10トレンチのいずれにも見当らないものであるが、この平坦面が南や東にどの程度の広がりをもつものかは隣接地の調査は行なわれていないので見当はつかない。その表面は非常に堅緻ではあるが、平坦面の端部に石や瓦などの施設はな



写真4 第11トレンチ遺構（北から）

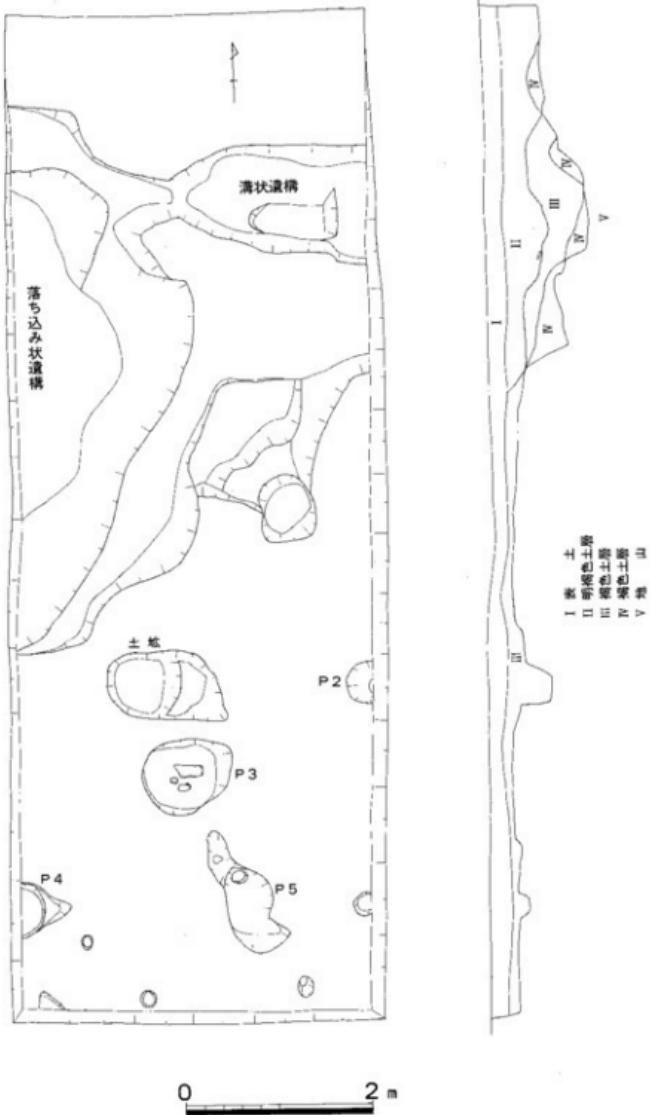


図7 第11トレンチ遺構実測図

く、また、版築のような土固めもおこなわれていない。さらには、端部の方向が、寺院の軸線と大きく相違していることからみて、寺院の基壇状遺構とは考え難い。

下段は、他のトレンチとはほぼ同じ深さに地山（砂層）がある。遺構としては、溝状遺構と落ち込み状遺構が検出された。溝状遺構は、幅1mで長さは発掘区域内で確認される限りでは2mであるが、さらに東に伸びている。深さは40cm程度で深くではなく、遺構の性格は不明である。その面に検出された落ち込み状遺構は、径が少なくとも5m以上があり、さらに西に広がって

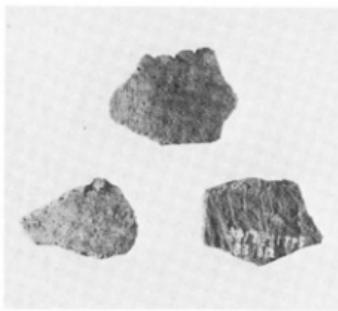


写真5 第11トレンチ出土遺物
(縄文土器)

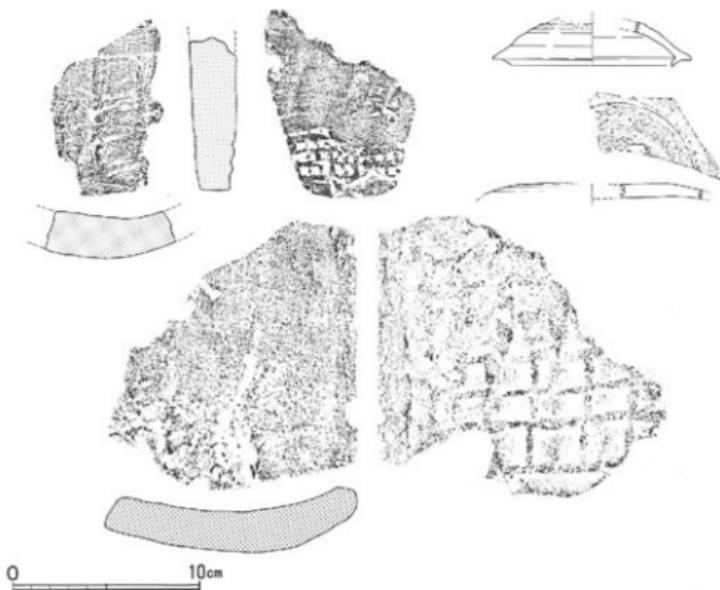


図8 第11トレンチ出土遺物実測図

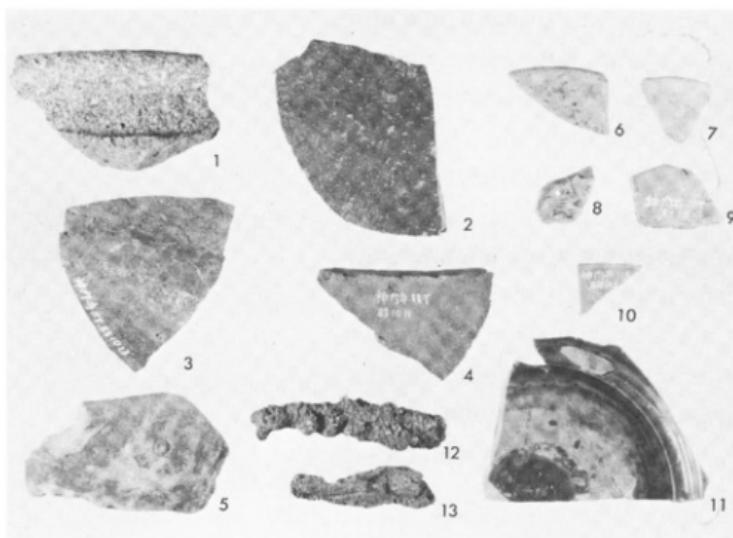


写真6 第11トレンチ出土遺物

いる。深さは知見の限りでは80cm程度で、最下部には粘質土層が5~10cmの厚さで堆積しており、滯水していたことが推定される。池状の遺構ではなかったかと思われるが、その全貌を知ることができないため断定できない。

11トレンチ出土遺物

瓦 平瓦はいずれも破片である。凸面は大きな格子目や細い格子目の押型具で叩かれ、凹面は布筒の細かい布目痕が残る。また、凹面に模骨痕が残る。焼成は軟かい。厚さは、1.5cmと薄いものがある。端面は面取りされている。丸瓦は、有段式のものがあり、凹面には布筒の布目が残る。

須恵器 つまみのつくと思われる蓋やかえりのある蓋がある。天井部はヘラケズリが施されている。焼成は良好で、胎土は精選され、灰黒色を呈する。

第12トレンチ

境内の中心にある神門寺の本堂のすぐ裏に設定した東西5.5m、南北3.5mのトレンチである。当初は東西を4mに設定したが、瓦溜りが検出されたため、1.5m西にトレンチを拡張したものである。

表層から非常に堅緻で調査に手間だったが、版築のような層序は認められなかった。ト

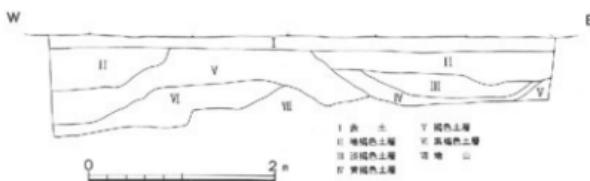


図9 第12トレンチセクション図（北向き）

レンチの東側では、深さ50cm程度の浅い土壌があり、その底部に10~20cmの黄褐色粘土層が上と下を薄い灰色粘質土に挟まれた状態で検出された。遺構からは近世以降の遺物しか出土せず、かなり新しい時期の遺構であるが、性格は不明である。

トレンチのおよそ西半分は土層が傾斜しているが、発掘面積が小さいため、遺構であるかどうかは不明である。瓦溜りは、表土から50cmの深さに広がる黒褐色土層の直上に検出された。およそ2m四方の全面に散乱した古瓦のみで構成され平瓦の破片が殆んどである。

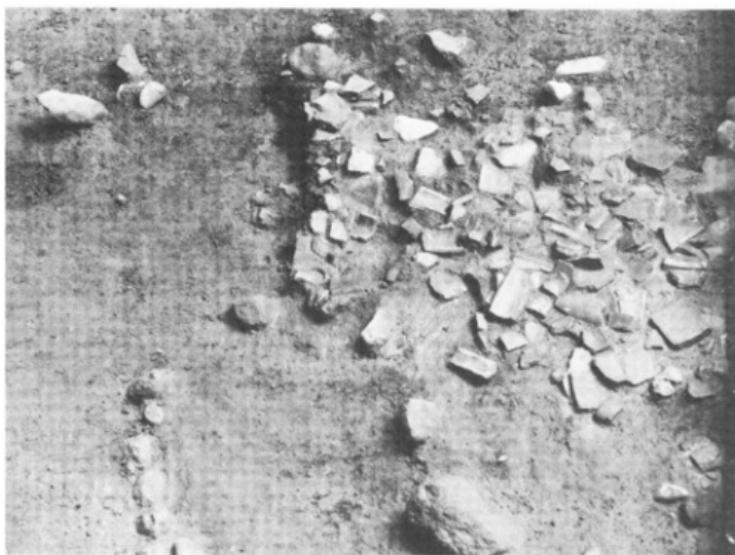


写真7 第12トレンチ瓦溜り

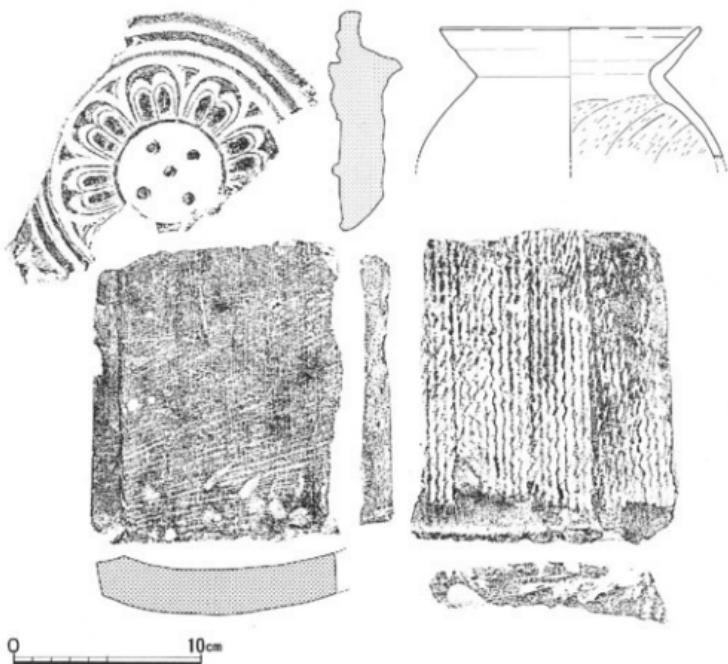


図10 第12トレンチ出土遺物実測図

瓦溜りの下には黒褐色土層が10~30cmの厚さで西に傾斜するようにして広がっていた。この土層からは瓦片は全く発見されず、土師器の細片だけが出土したが、量的には多くはない。瓦溜りは第1トレンチや第10トレンチでも検出されたが、いずれも遺構と直接に結びつくものは確認されていない。

12トレンチ出土遺物

瓦 丸瓦と平瓦がある。丸瓦には有段式のものと無段式のものの両方がある。有段式のものは、段のあたりしか残っていないが、凸面はヘラで成形し、凹面は布筒の布痕が全体にある。無段式のものは凸面は指頭による成形のちハケでなでて調整している。凹面は布筒の細かい布目痕がのこる。模骨痕はみえない。焼成は軟かい。同じ無段式のもので凸面は格子の叩き、内面は布目のあるものがある。平瓦は凹面が巾2cmほどの模骨痕のあるもので、凸面は繩目文の押型具による叩き痕があり、端面は指頭痕やケラケズリのあとがよく残る仕上げの粗雑なものなどがある。全体には胎土はよく精選されているが焼成は

よいものと悪いものがある。軒丸瓦は8葉複弁蓮花文軒丸瓦である。内区は中房に5つの蓮子と複弁がある。外区は重弧文となり、周縁は平縁となる。10トレンチ出土のものにくらべると外区の重弧文は凸線が丸みを帯びている。

土師器・甕 頭部がくの字に屈曲するもので、頭部以下の内面はヘラケズリである。口縁端部は丸みをおびる。器外面にはハケによる調整痕がのこる。

土師器、器台片もある。

(3) ポーリング調査

江戸時代の絵図にみられる境内を囲繞する溝のうち、前年度の発掘調査により第5トレチから当該遺構と推定される幅6mの大溝の一部が検出された。そのため、北東のコーナーと境内の西に各10地点のポーリングを実施し、大溝の確認作業を業者委託により行なった。

試錐は、東邦D-1型試錐機を用い、ロータリーポーリング工法による地表面下のオールコア採取を実施した。ポイントは2.5m間隔とし、2mの試錐深度で20ヶ所の延40.8mを行なった。

試錐の結果、前年度に調査した第5トレチにみられた木の葉などの腐蝕物を混入する明確な黒色土層は確認できなかったものの、神門寺北東コーナーのNo.9地点において検出された腐蝕物や炭化物を含む暗灰黑色砂質シルト・シルト質細砂の互層が近似的堆積層とされ、溝状遺構が埋もれている可能性が指摘された。しかし、境内の西の試錐調査では全く検出されず、江戸時代の絵図にある溝の存在は確認されなかった。

現在、ポーリングコアは、出雲市教育委員会で保管している。

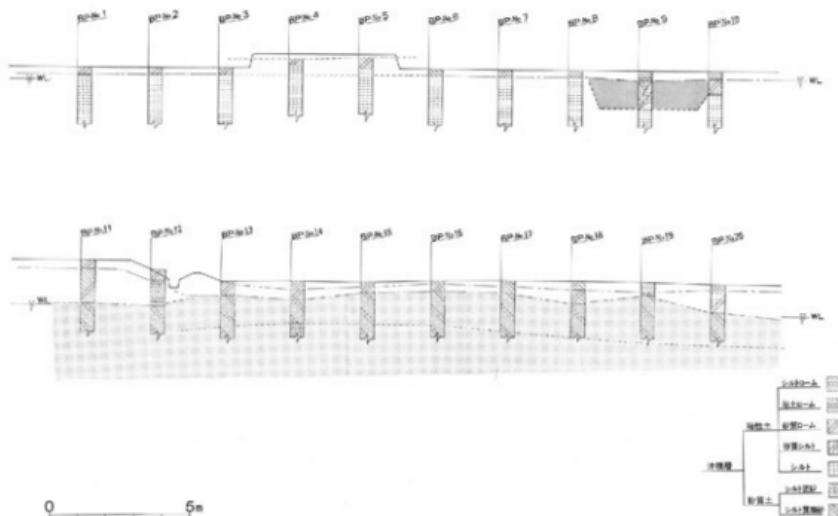


図11 地質調査断面図

4. 調査に関連して

(1) 出雲平野の古代寺院について

出雲平野には、古墳時代後期の大念寺古墳や上塙治築山古墳をはじめとする大形古墳が数多く営まれ、後に出雲国庁が置かれる意宇平野を中心とする出雲東部と比肩する勢力を有していた。律令時代も同様であったと考えられ、出雲平野の柄縫郡・出雲郡・神門郡の郡司には、寺院等を建立できる有力豪族が任命されている。

今回調査を行った神門寺境内庵寺も奈良時代に創建されたとされる寺院であり、前述の豪族に関わる私寺と考えられる。しかし、本寺以外の出雲平野の寺院および古瓦出土地については殆んどが調査は行なわれておらず、その実態は必ずしも把握されていない。

以下、古瓦出土地を紹介し、神門寺境内庵寺の性格を知る一助としたい。

西西郷庵寺 平田市西郷町西西郷

平田市街地の西方1キロの低丘陵南斜面に存在し、付近には山根垣古墳がある。明治末年から大正初年にかけて溜池を掘った際に、礎石と考えられる石や多くの瓦類が出土して



図12 出雲平野における古瓦出土地



写真8 西西郷廃寺出土古瓦（島根大学所蔵）

いる。^{注1}現在、池付近には大規模な平坦地は存在しないが、南側には水田がひらけ、背後は低丘陵で寺院としては適地といえる。出土品としては、軒丸瓦・鬼瓦・画塙等の瓦類と須恵器片がある。軒丸瓦は、上方に珠文が並び内区にX字形を横に並べその中央を横に直線で結んだ陰刻の文様をもつ。鬼瓦は、鬼面をもつが細片で全体の文様については不明である。画塙は、左右端に珠子文をもち、中央に流麗な唐草文を表わしている。時期は奈良時代である。西西郷廃寺は、桧山地区にあったと考えられる樋窓郡の郡家の西方に位置し、方角・距離からみて沼田郷にあたり、既に先学によって指摘されているように、沼田郷の新造院に比定してもよかろう。

大寺谷遺跡　出雲市東林木町大寺谷

出雲平野の北方に横たわる北山の南麓の小扇状地に立地する。付近には、大寺古墳や大寺などがある。遺跡としては、扇状地の奥の山あいに数段の平坦地が存在し、畠地となっているところからは須恵器や土師器が出土する。伝えによれば、大寺にある仏像はここにあった堂宇に安置されていたという。また、扇央付近にある住宅地からは古瓦が発見され



図13 大寺谷遺跡出土古瓦実測図（古代の出雲を考える3から）

ており、また、肩端部の三蔵地区からは土師質土器が多く出土している。この付近は、古代においては、出雲郡の美談郷に属していたと考えられ、古瓦の時期は定かではないが、『出雲国風土記』記載の寺院や官衛に伴うものではなく、大寺と深い関係があったものと推定される。

長者原廃寺

出雲市上塩治町長者原

出雲平野に注ぎ込む斐伊川の左岸に広がる標高40mの洪積台地上に位置する。戦後の開墾で発見されたもので、台地の鞍部に南北50m、東西30mばかりの平地が認められ、造り出しのあるものを含めて10個前後の礎石が存在し、3間×5間の建物跡が想定されている。しかし、現在はその大部分が破壊され、周囲は宅地化しつつある。出土品としては、軒丸

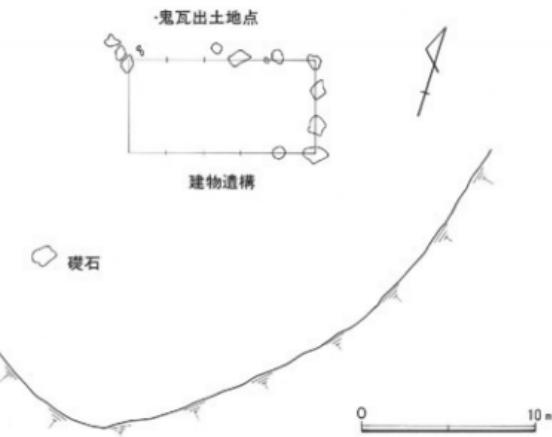


図14 長者原廃寺遺構実測図



写真9 長者原廃寺出土古瓦（池田満雄氏所蔵）

瓦、軒平瓦、鬼瓦等の瓦類のほか土師器が発見されている。軒丸瓦は複弁蓮華文で、神門寺境内廃寺出土の第2類と同形である。軒平瓦は2種類あり、第1類は来美廃寺(松江市山代町所在)に、第2類は出雲国分寺創建時のものと類似している。鬼瓦は鬼面文をもち、2個体分出土している。

古志遺跡

出雲市古志町

神戸川左岸の平地に存在し、昭和47年に実施された圃場整備事業に伴って発見された遺跡で、丘陵近くの後背湿地にあたる水田に立地する。遺構については未調査のため不明であるが、軒丸瓦等の瓦類と須恵器が出上している。軒丸瓦は、周縁に珠文を配し外区に唐草文様をもつ特異なもので、2個の破片が認められている。軒丸瓦の時期は、その文様から平安時代に降る可能性が強い。古志郷にも刑部臣の新造院が存在するが、古瓦の時期や方向距離に問題があり、遺跡の性格は不明である。

表2 『出雲國風土記』に記載された官衙・寺院

樋瀬郡	郡家（樋瀬郷）・新造院（沼田郷）
出雲郡	郡家（出雲郷）・新造院（河内郷）
神門郡	郡家（古志郷）・新造院（朝山郷・古志郷）・駅（古志郷・多伎郷）

ま と め

出雲平野における古瓦出土地のなかで寺跡と考えられるものは、樋瀬郡沼田郷新造院に比定される河西郷廃寺のほか、大寺に関連する寺院と推定される大寺谷遺跡や神門郡内の寺院（新造院？）と思われる神門寺境内廃寺がある。その他の古瓦出土地については、調査が行なわれていない現段階ではその性格は明確にしがたい。寺域についてはその多くが緩やかな南斜面の小規模な平坦地に立地するものが多い。しかし、神門寺境内廃寺は沖積平野に立地し、寺域も他を圧し卓越していると推定され、繁栄した後期古墳文化に誇示される強大な勢力が奈良時代にも引き続いていることを十分に窺うことができる。

（西尾克己・川上 稔）

注1 吾郷元亮「籠川郡西田村所在の新造院遺跡について」（『島根考古学』1948）

注2 池田溝雄「長者原廃寺跡」（『出雲・上埴治を中心とする埋蔵文化財調査報告』1980）

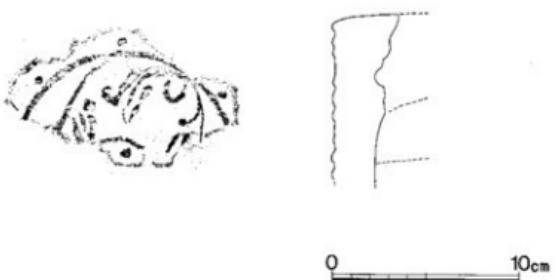


図15 古志遺跡出土古瓦実測図

(2) 神門寺文書からみた神門寺とその寺域

はじめに

神門寺に保存されている文書は100番といわれ、社寺文書として出雲大社や鶴渕寺の文書と比較して劣るものではないといわれる。

それは中世から近世にかけてのもので、寺領に関するもの、本堂建立に関するもの、末寺等に関するもの、縁起や住持の書状などの外に、数種の往来物や朗詠集、古写経などで地方届出の名刺にふさわしい文書や典籍である。

この中から今回の発掘調査に関連して調べた文書を概説してみたい。

1. 寺域について

古来は、神門寺の境内はかつて2町(218m)四方であったと言うが、現在は東西、南北とも約100mの方形である。

神門寺文書の中の「正徳3年5月神門寺航營 覚」には、「……当寺は古来より御検地の節も境内に竿不入」とある如く、境内は時の支配者から特別扱いにされていたと思われる。この覚には、本堂建立用材として寺内の御帳付の松杉を伐ることの願いが認められ少々伐り取ったところ境内が殊のほか荒れた。当寺は数百年来の古跡であり、伐木したら見苦しくなるので、これ以上御赦免の立木を切らないことにした。という意も書かれており大規模な境内であったことがうかがえる。

多量な文書の中に寺域の推移、面積等に関するものは見当たらないので、他の図書の中から寺域についてひろい出してみた。

図書名 ()は成年	神門寺の記述抜粋
懷橘談 (1653)	今市という所に神門寺というあり 今淨土派の僧住せり 記に曰く 新造院の所知らず此寺を云うにや
雲陽誌 (1717)	……当山は往時行基諸州行脚のとき此所に来たまう 神東の下司攝依して 草堂1宇を造立し行基を供養せり……行基上洛の後源公といふ唐僧來て住 居せり方丈の弥陀如来は肇公唐より伝来し給う……天応元年建立故に天応 山という……風土記に載る奇造院一所……神門臣等造とあるは此寺をいふ にや 38世の住持良空法師上洛して源空上人の教戒を蒙……傳により永淨 上の伽藍となれり寺内垣治判官の古墓あり
出雲縣 (1740?)	寺地12町は神門氏の居所なり……
神門郡北方 萬指山帳 (1754)	……本荘慶安元11月天火に而炎上仮仏殿5間半に8間こけら堂庫裏6間 に12間茅葺……(以下寺内の帆船堂外4堂春日明神外3社を記す) 寺領高36石3斗2合、外に川田新田2町歩、境内古来より御検地不入御禁
皇國地誌 (1853?)	寺地 東西55間7分、南北1丁40間6分 面積9反4畝15歩……56代乘心 和尚明徳3年壬申に至り淨土宗に定す

2. 本堂建立について

神門寺文書の中に本堂が焼失したため建立に関する文書が数通ある。戦国時代と江戸時代のものである。

① 天文24年8月14日 幸隆清宗連署書状は御寺建立のため神門郡の（田）1反に1升宛徵収してもよいと（尼子晴久殿が）仰せられたと通知している。幸隆は立原幸隆、清宗は佐世清宗と思われ尼子氏の家臣である。

② 永禄5卯月廿日 幸隆久貞清宗連署書状では次のように、前の例の如く上税物を徵収してもよいと（尼子義久殿が）仰せられた。ただし期間は今秋から向う3ヵ年と定められたと通知している。

就貢寺炎上御建立之儀被得

御意候如前々神門郡上税物壹段

（注） 上税物として反米を徵収できる土

別に器物壹つ宛可被仰付之由被

地は神門郡一円か、公的領地のみか

仰出候彼郡へも御用繁候間右上

また具体的な徵収方法は不明。

税物自當秋參年可被納之由

御詫候恐惶謹言

永禄五

卯月廿日 （立原）幸隆（花押）

（森脇）久貞（花押）

（佐世）清宗（花押）

永禄5年（1562）は毛利元就らが出雲国内に攻め入り、諸城を攻略しつつ松江洗合に陣を構えた年である。上記の書状によって神門寺にはいつどのような規模の本堂が建立されたかは不明である。

次に正徳元年（1711）の本堂建立免状とは次のものである。

神門郡塙治村神門寺

本堂今度有建立度願に付

任先規之例神門郡中勤化

御免被成候間可被得其意候

以上

正徳元年八月廿一日

仙田八兵衛 （花押）

佐々安左衛門 （花押）

この年、中川源吾右衛門、渡辺次郎右衛門連署書状は上記免状の意を受けたものだが、書状の中に……本堂焼失以後60年米今假堂……とあり本堂建立が困難であったことが知られる。

3. 寺領について

神門寺文書の中に見られる寺領は「岡本保」と「古川新田2町」「塩治村の内31石」が主で、外に「荒木村の内」と「神東村の内」が若干ある。

「岡本保」は松江市秋鹿町の一部だと思われるが、ここは鎌倉期から松平直政入国まで神門寺領であった。古い安堵状は、貞永元 関東御教書写、延応元 序宣写、建武3 出雲国宣 などで、塩治高貞が出雲守護職であった暦応元年の出雲国宣は次の如くみえる。

当國岡本保岡衛
上税任前吏務寄進所
有御寄附神門寺也
向後更不可有相違殊
可被致天長地久固中
泰平之御祈禱之旨固
宣所候也仍執達如件
暦応元年9月5日 左衛門尉（花押）
謹上神門寺長老御房

次に「古川新田2町」が寺領となつたのは寛永年間と思われる。即ち「寛永20末3月8日 松平直政占川新田寄附黒印状」は

神門寺門前占川
新田武町之所重而
令寄附畢永可
有寺務者也
寛永廿末3月8日 直政（花押）
神門都塩治村
神門寺御房

とある。

寺領の推移について語る文書は「慶安5正月 定誓隠居願」がある。この書には、①寺領の證文は、將軍家や国司代々の御判があり、500年以来寺領の増減は無かった。しかし出羽守様入国の年、31石にされたことは無体です。前代の如くの寺領を念願します。
②佛殿建立の證文数多くあります。…………以下略
との意が書かれている。松平氏による国内支配がきびしくなったことを示している。

「神門寺門前古川新田2町」とは、地元では通称川田といわれた低湿田で、戦後の農地改革が行なわれるまで神門寺領であった。いまは島根医科大学のキャンパスとなっている。かつては神戸川の流路であったと思われるところで、近年も稻作は常に水害を受けていた。寛永20年受領の古川新田とは名のみで、米の取穫は期待できない寺領であったと思われる。

永年安堵された寺領「岡本保」を取上げられ、代りに与えられた「古川新田」では引合あぬ故に、住持定誓は藩主直政に対して「……無体に御座候」と申立てしている。

あとがき

発掘調査の目的のひとつである古代寺院の姿は、巨大な礎石や寺院瓦などの遺物からおぼろに想像できるものの、神門寺文書の中からは想像できなかった。また境内には、塙治高貞の墓といわれる五輪塔、塙治氏一族のものといわれる宝篋印塔があり、絵図に見る塙治高貞の位牌所などからして、神門寺は守護塙治氏および後塙治氏と深い関係があったと思われるのに、関係あると思われる文書は2~3点しかなく残念であった。

(今岡 清)

昭和59年3月15日 印刷

昭和59年3月25日 発行

神門寺境内庵寺

— 第2次発掘調査概報 —

発行 出雲市教育委員会

印刷 株式会社 武水印刷